

長 第04010002号
平成31年 4月 1日

各指定居宅サービス事業所
各指定介護予防サービス事業所
各介護保険施設

} 開設者 様

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局
長寿社会課 介護サービス指導室長
(公 印 省 略)

本年4月27日から5月6日までの10連休に伴う介護報酬等の請求等の取扱い
について（通知）

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）により、本年4月27日から5月6日までの間については、10日間連続の休日（以下「10連休」という。）となることが決定しています。

今回、当該10連休期間中の介護報酬の請求等に関する取扱いについて、別紙のとおり厚生労働省より通知が発出されたのでお知らせします。

なお、本通知は、法人に対して1部のみ送付しておりますので、傘下の対象となるサービス事業所には貴職から通知し、周知徹底願います。

担 当：介護サービス指導室
T E L：073-441-2527
F A X：073-441-2523